## 草津市各種事業の後援等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、他の公的機関または各種団体等(以下「団体等」という。)が事業または行事(以下「事業等」という。)を実施するにあたり、草津市(以下「市」という。)が後援または共催(以下「後援等」という。)を行う基準およびその事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (1) 後援 団体等が主催する事業等に対して、市が事業等の趣旨に賛同し、奨励する意を表するため名義の使用をもって支援すること。
  - (2) 共催 公益性から判断して、市が企画、運営等に参加する必要がある事業等に対して、主催者の一員として名を連ねるほか必要な協力を行うこと。

(後援等の申請)

- 第3条 市の後援等の決定を受けようとする事業等を実施する団体等は、原則として当該 事業等の実施の日の1月前までに、別記様式第1号に次に掲げる書類を添えて市長に申 請しなければならない。
  - (1) 事業計画書(別記様式第2号)
  - (2) 収支予算書(別記様式第3号)
  - (3) 団体等の規約、会則その他これらに類するもの
  - (4) 団体等の活動実績を記載した書類
  - (5) 暴力団の排除に係る誓約書兼同意書(別記様式第4号)
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同様の事業等で後援等の決定を受けた団体等に対して、同項各号に掲げる書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

(後援等の基準)

- 第4条 市長は、前条第1項の申請に係る事業等(以下「申請事業等」という。)が次の 各号のいずれにも該当すると認めるときは、後援の決定をするものとする。
  - (1) 市の施策の推進に寄与すると認められるものであること。
  - (2) 市民(草津市市民参加条例(平成24年草津市条例第21号)第2条第1号の市民 をいう。以下同じ)を対象としたものまたは市を広く知らしめることが期待できるも のであること。
  - (3) 堅実な活動実績を有し、かつ、申請事業等の遂行能力が十分であると認められるものが主催するものであること。
  - (4) 開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。
  - (5) 専ら営利を目的とするもの(営利を目的としているものであっても、その収益を社会福祉事業に充てる等の公益性を有するものを除く。)でないこと。

- (6) 法令または公序良俗に反するものでないこと。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的としないこと。
- (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを目的としないこと。
- (9) 市の行政の運営に関する方針に反するものでないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第6号に規定する暴力団員が携わることなく、かつ、そのおそれもないものである こと。
- 2 市長は、申請事業等が前項各号のいずれにも該当し、かつ、次の各号のいずれかに該 当すると認めるときは、共催の決定をするものとする。ただし、予算、施設の状況その 他の事情により共催することができないときは、この限りでない。
  - (1) 当該事業の内容が、市が積極的に関与することが相当であるもの
  - (2) 市の各種施策の推進に特に有益と認められるもの
- 3 市長は、前2項の規定により後援等の決定をするときは、次に掲げる条件その他必要 な条件を付するものとする。
  - (1) 後援等の名義は、「草津市」とする。
  - (2) 後援を行う事業に係る一切の責任は申請団体等(第3条の規定による申請を行った団体等をいう。以下同じ。)が負うものとする。

(贈賞)

- 第5条 市長は、前条の規定により後援等を決定した事業等(本市の施策と密接な関連を 有するものに限る。)において、予算の範囲内で贈賞を行うことができる。
- 2 贈賞は、一の申請事業等につき一つとする。ただし、表彰の区分や分野が複数ある場合は、被表彰数等を勘案のうえ二つ以上の贈賞を行うことができるものとする。

(後援等の決定の通知)

第6条 市長は、第4条の規定により後援等を行うと決定したときは別記様式第5号により、後援等を行わないと決定したときは別記様式第6号により、速やかに後援等の可否を申請団体等へ通知するものとする。

(事業計画の変更の申請等)

- 第7条 前条の規定による後援等の決定の通知を受けた申請団体等(以下「被後援等団体」という。)は、後援等の決定を受けた後に事業計画の変更をしようとする場合は、別記様式第7号に当該変更の内容を記載した書類を添えて、市長に申請し、変更後の事業等に対し後援等の決定を受けなければならない。
- 2 前3条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第6条中「別記様式第5号」とあるのは「別記様式第8号」と、「別記様式第6号」とあるのは「別記様式第9号」と読み替えるものとする。

(報告)

第8条 被後援等団体は、事業等の終了後速やかに、別記様式第10号に事業収支決算書を添付して、市長に事業等の結果を報告しなければならない。ただし、次のいずれかに該当した場合は、報告を省略することができる。

- (1) まちづくり協議会が主催する事業
- (2) 市が活動補助金等を交付する事業で、補助金等の実績報告を提出する事業
- (3) その他市長が報告を不要と認める事業

(後援等の決定の取消し等)

- 第9条 市長は、後援等の決定をした後で、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、 その決定を取り消し、別記様式第11号により通知するものとする。
  - (1) 後援の決定の場合については、第4条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認められるとき。
  - (2) 共催の決定の場合については、第4条第1項各号および第2項各号に掲げる基準に適合しないと認められるとき。
  - (3) 被後援等団体が解散し、または申請事業等を取りやめたとき。
  - (4) 提出された申請書または添付書類に虚偽があると認められるとき。
  - (5) 被後援等団体が後援等の決定による名義の使用権を第三者に譲渡したとき。
  - (6) 被後援等団体が市民に著しく迷惑を及ぼしたとき。
  - (7) その他市長が取り消す必要があると認めたとき。
- 2 前項の規定により後援等の決定を取り消され、または事業等の実施後に前項各号のいずれかに該当することが明らかになった団体等については、決定を取り消され、または前項の規定に該当することが明らかになった日以後、原則として後援等は行わないものとする。
- 3 第1項の規定により後援等の決定を取り消された場合において、申請者に損害が生じても、市は、その賠償の責を負わないものとする。

(事務主管課等)

第10条 後援等に関する事務は、当該事業等の内容と関係する事務を所掌する課等が行 うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、後援等に関する個別の基準、具体的な取扱について必要な事項は、当該後援等に係る事業等を所掌する部長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。